5 件

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認宮崎地方第三者委員会分

1.	今回	のあ	っせん	等0)概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 5 件

厚生年金関係 5件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの

厚生年金関係 5件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和17年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年9月1日から42年12月29日まで 私は、A事業所では、事務業務に従事していた。妊娠等を理由に退職した が、脱退手当金を受給した記憶は無く、請求したことも無いと思うので、脱 退手当金を受給したこととされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間より前の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっており、申立人は未請求期間について厚生年金保険に加入していたことを認識していたことをうかがわせる供述をしていることを踏まえると、申立人が2回の被保険者期間のうち、最初の被保険者期間を失念するとは考え難い。

また、申立人は、昭和 42 年 12 月にA事業所を退職後、43 年 2 月頃に国民年金に加入し、同年 1 月から 60 歳に達するまでの国民年金保険料を全て納付していることから、脱退手当金が支給されたとする当時、脱退手当金を請求する意思を有していたとは認め難い。

さらに、申立人は、昭和 42 年 10 月に婚姻し、改姓しているが、申立期間に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票及び厚生年金保険被保険者 台帳記号番号払出簿の氏名は旧姓となっていることから、当該脱退手当金は旧姓で請求したものと考えられるが、婚姻日から脱退手当金の支給決定日までが約7か月間であることを踏まえると、申立人が旧姓で脱退手当金を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和16年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年2月18日から38年8月30日まで 私は、A社では、B業務に従事していた。父の怪我の看病のため退職した が、脱退手当金を受給した記憶は無く、請求したことも無いと思うので、脱 退手当金を受給したこととされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間より前の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっており、申立人が2回の被保険者期間のうち、最初の被保険者期間を失念するとは考え難い。

また、オンライン記録において申立期間の事業所での脱退手当金の支給が確認できた者 21 人のうち、20 人については健康保険厚生年金保険被保険者原票及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、脱退手当金を支給したことを表す「脱」の表示があるが、申立人については、その表示が無い上、脱退手当金が支給されたとする額は、法定支給額と相違している。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を昭和23年8月14日に訂正するとともに、B事業所における資格取得日に係る記録を同日、資格喪失日に係る記録を同年12月31日とし、申立期間の標準報酬月額を400円とすることが必要である。

なお、各事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務 を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 大正13年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年5月31日から同年12月31日まで

私は、昭和19年10月から23年12月末までの期間において、A事業所(後に、B事業所に名称変更)で勤務した。給与計算を担当していたが、私が退職するまで全員の給与から厚生年金保険料を間違いなく控除していた。申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述、及び申立人の申立期間に係る勤務内容等に関する詳細な 記憶などから判断すると、申立人が、申立期間において、A事業所又はB事 業所に勤務していたことが推認できる。

また、上記の同僚のうち、A事業所に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿において、昭和23年5月31日に厚生年金保険被保険者資格を喪失したことが確認できる者は、「申立人は当時、給与計算事務を担当していた。私は昭和23年5月31日以降も引き続き勤務していたが、その間も保険料の控除が中断した記憶は無い。」と供述しているとともに、申立人自身も「私は、当時給与計算事務を一人で担当し、退職するまで全員の給与から厚生年金保険料を控除していた。」と供述している。

さらに、法人登記簿により、申立人が申立期間当時勤務していたとするA事業所は、昭和19年3月17日に設立され、23年8月14日に解散したこと、及び同年7月26日に、同一の所在地にB事業所が設立されていることが確認できることなどから判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和23年5月31日から同年8月14日までの期間についてはA事業所において、同年8月14日から同年12月31日までの期間についてはB事業所において、それぞれの厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたものと認められる。

一方、A事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当していた期間は、適用事業所名簿が保管されていないため確認できないが、当該事業所に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿に記載された被保険者について、昭和19年10月1日より前に厚生年金保険被保険者資格を取得している者は確認できないこと、及び当該被保険者名簿の表紙に「23.5.31全喪」と記載されていることから判断すると、少なくとも同日から23年5月31日までの期間において、A事業所は厚生年金保険の適用事業所に該当していたものと推認されるとともに、適用事業所名簿によると、B事業所は、27年8月1日に初めて厚生年金保険の適用事業所となったとされており、申立期間について、A事業所及びB事業所のいずれも厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない。

しかしながら、申立人及び同僚の一人が、「A事業所がB事業所に変わったとき、在籍していた職員は全員引き続き雇用された。勤務形態や勤務場所等に係る変更は無く、事業所の名称が変わっただけだった。」と説明していることなどから総合的に判断すると、A事業所は解散する昭和23年8月14日までの期間についても、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたこと、及びB事業所は同日から同年12月31日までの期間についても、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたことが推認できる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA事業所に係る資格 喪失時(昭和23年4月)の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録などから、 400円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A 事業所及びB事業所は既に解散していることから、調査を行うことができないが、いずれも申立期間において適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所(当時)に適用の届出を行っていなかったと認められることから、各事業主は申立人の当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人がA社B支社における厚生年金保険被保険者資格を昭和53年11月1日に取得し、同資格を55年7月16日に喪失した旨の届出を社会保険事務所(当時)に行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和53年11月から54年7月までは17万円、54年8月から55年6月までは28万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和21年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年11月1日から55年7月16日まで 私は、昭和39年にA社に就職し、55年7月に退職するまでの期間におい て、A社及び同社のグループ会社に継続して勤務していた。

しかしながら、厚生年金保険の被保険者記録においては同社での資格喪失日が昭和53年11月1日とされている。退職するまで、継続して給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した退職証明書によると、申立人は、A社に昭和39年9月1日から55年7月15日までの期間において継続して勤務していたことが認められる。

また、A社が保管する健康保険厚生年金保険失業保険被保険者台帳によると、申立人は、昭和53年11月1日にC県に所在するA社における厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同日付けで同社B支社における同資格を取得するとともに55年7月16日に同資格を喪失したこと、及び54年8月1日に標準報

酬月額が17万円から28万円に改定されたことが確認できる。

さらに、A社が保管する昭和54年8月1日付けの厚生年金保険報酬月額変更届は、申立期間当時、社会保険事務所が使用していた様式と異なる上、社会保険事務所の受理印も確認できないが、当該届書は社会保険事務所が使用していた様式において記載すべき必要事項は全て記載された様式であることが確認できる上、事業主印が押されていることが確認できるところ、同事業所を所管する年金事務所の担当者は、「申立期間当時、A社B支社について、事業所が作成した様式を社会保険事務所への届出に代用していたと思われる。」と説明しており、またA社の現在の社会保険事務担当者は、「下書き書類に事業主印を押したとは考えられない。」と回答している。

加えて、前述の届書において、申立人と同様、少なくとも 19 人の同僚について、昭和 54 年8月1日に報酬月額が変更された旨記載されているところ、A社B支社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録によると、申立人を除く当該同僚 19 人については、前述の届書に記載されたとおり、標準報酬月額の随時改定が行われていることが確認できることなどから判断すると、当該届書は社会保険事務所に提出されたものであると推認される。

また、昭和54年8月1日の標準報酬月額の改定については、前述の19人全員について、A社が保管する前述の健康保険厚生年金保険失業保険被保険者台帳の記録と、同社B支社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録における記録が一致していることが確認できる。

さらに、申立人について、A社が保管する前述の健康保険厚生年金保険失業保険被保険者台帳の記録は、申立人の勤務期間のうち申立期間を除く全期間において、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び同社の各グループ会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票並びにオンライン記録とほぼ一致していることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、事業主は、申立人がA社B支社における厚生年金保険の被保険者資格を昭和53年11月1日に取得し、55年7月16日に喪失した旨の届出及び54年8月1日に標準報酬月額が17万円から28万円に改定された旨の届出を社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社が保管する健康保険厚生年金保険失業保険被保険者台帳及び前述の報酬月額変更届に記載された標準報酬月額の記録から、昭和53年11月から54年7月までは17万円、同年8月から55年6月までは28万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和12年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年2月8日から34年4月1日まで

年金事務所の記録では、A社に勤務していた申立期間について、脱退手当金を受け取ったこととされているが、同社からも社会保険事務所(当時)からも受け取った記憶は無いので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金の支給記録がある同僚のA社における健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、厚生年金保険被保険者資格喪失日から1年以内に脱退手当金を受給し、かつ、申立人の支給決定日前後約1年間に脱退手当金を受給した同僚については、いずれも脱退手当金を請求したことを示す「脱」印の表示が確認できるにもかかわらず、申立人には当該表示が確認できない。

また、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳によると、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日は前述の被保険者名簿における資格取得日(昭和32年2月8日)と異なる昭和32年5月4日とされており、脱退手当金の支給に係る事務処理が適切に行われていなかった可能性がうかがえる。

さらに、オンライン記録によると、申立期間に係る脱退手当金は昭和34年8月17日に支給されたこととなっているところ、申立人は同年9月2日に申立期間に勤務していた事業所と同じ事業所において厚生年金保険被保険者資格を再度取得していることが確認できることから、申立人が、厚生年金保険を脱退する意思を有していたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、両申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和34年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年5月1日から同年10月1日まで

② 昭和50年10月26日から52年1月頃まで

私は、中学校を卒業した昭和50年3月に学校の紹介で一度就職したが、約1か月間勤務した後に退職し、すぐに中学校の再紹介でA社に勤務した。同社での勤務期間は約1年9か月間であったにもかかわらず、両申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

両申立期間について、A社で勤務していたことは間違いないので、厚生年 金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「約1年9か月間においてA社に勤務した。」と主張しているが、 雇用保険の被保険者記録によると、申立人は、A社における被保険者資格を昭 和50年10月1日に取得し、同年10月25日に離職していることが確認でき、 当該記録は、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記 録における申立人の被保険者記録と符合する。

また、前述の記録は、申立事業所が作成し、保管している厚生年金保険の被保険者名簿における申立人の被保険者記録とも符合していることが確認できるところ、申立事業所の現在の事業主は、「私の母(申立期間当時の事業主)は厳格な人物であり、従業員の厚生年金保険料を控除しながら、その従業員の資格を喪失させるようなことは絶対に無かった。」と供述している。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票で両申立期間に被保 険者記録が確認できる同僚のうち、回答が得られた同僚4人は、いずれも、「申 立人を記憶しているが、申立人の勤務期間などは覚えていない。」と供述しており、申立人の申立事業所における勤務実態、厚生年金保険料の控除の状況等について確認することができない。

加えて、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

このほか、申立てに係る事実について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和11年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年5月2日から32年4月10日まで 私は、申立期間において、A社に勤務していたことを覚えているが、当該 期間に係る脱退手当金を受給した記憶は無い。

申立期間に係る脱退手当金を受給していないので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における申立人の前後 200 人のうち、脱退手当金の受給資格要件を満たす者は 99 人いるが、このうちの 86 人は脱退手当金の支給記録が確認できる上、73 人は同社に係る厚生年金保 険被保険者資格を喪失してから 6 か月以内に脱退手当金を受給していること が確認できる。

また、A社の社会保険事務担当者は、申立期間当時、退職者に対し退職説明会を開催し、脱退手当金制度について説明していた旨の供述を行っている上、同僚の中には、当該事業所の代理請求により脱退手当金を受給したと供述している者、自ら脱退手当金を請求したと供述している者がみられる。

さらに、申立期間に係る脱退手当金については、支給額に計算上の誤りは無く、A社における厚生年金保険被保険者資格喪失から約2か月後に脱退手当金が支給されているなど、一連の事務処理に不自然さはみられない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

宮崎厚生年金 事案 723 (事案 423 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和20年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年3月28日から38年8月9日まで 私は、申立期間にA社に勤務した後、B県に帰郷した。会社からは脱退手 当金について何も説明が無かったし、自分で脱退手当金を請求したことも無 い。

前回、脱退手当金は受給していない旨申立てを行ったところ、記録の訂正 は認められなかったが、どうしても納得できないので再度調査の上、申立期 間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の申立人の氏名は、昭和38年9月27日にそれまで便宜的に使用していたものから戸籍上のものに訂正されており、申立期間の脱退手当金は同年12月28日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて氏名変更が行われたと考えるのが自然であること、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約4か月後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえないことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成22年8月4日付けで年金記録の訂正は必要ではないとする通知が行われている。

今回、申立人は、脱退手当金を請求していないと主張し、どうしても納得できないので再調査してほしいと申し立てているが、新たな資料や周辺事情の提出は無く、また、厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄に「脱手」の表示が確認できるところ、年金事務所に改めて確認した結果、当該表示は脱退手当金の支給を示すものであると説明している上、このほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和14年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年3月28日から41年10月1日まで

② 昭和41年10月1日から42年6月23日まで

私は、結婚準備のため、昭和42年6月22日にA社を退職した。年金事務所の記録では、約7か月後に脱退手当金を受給したとされているが、会社からは脱退手当金の説明を受けたことは無いし、退職金や脱退手当金をもらった記憶も無い。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿で申立人と同時期に退職した脱退手当金の受給資格のある女性 100 人の記録を見ると、31 人に支給記録があり、そのうち 28 人は資格喪失から 7 か月以内に脱退手当金の支給記録が確認でき、同社によると、退職予定者には脱退手当金の説明をしており、同社が代理で請求手続も行っていた旨の回答を行っている上、複数の同僚は、「当時は、一時金でもらうか、そのまま置いておくかの選択だったと記憶している。」と供述を行っている。

また、申立人は、退職金をもらった記憶は無い旨の供述を行っているが、同社保管の記録で申立人の退職金の金額が確認できる。

さらに、申立人に係る脱退手当金については、支給額に計算上の誤りは無く、 申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約7か月後に支給決定 されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和13年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年8月23日から40年1月16日まで 私は、申立期間当時、A社では、B課に在籍していた。結婚準備のため同 社を退職したが、脱退手当金を受給した記憶は無く、請求したことも無いと 思うので、脱退手当金を受給したこととされていることに納得がいかない。 申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同日に同社における厚生年金保険の被保険者資格を取得している女性のうち、申立人の資格喪失日の前後2年以内に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している28人の記録を見ると、申立人を含めた20人に脱退手当金の支給記録が確認でき、全ての者が資格喪失日から7か月以内に脱退手当金の支給決定がなされているところ、A社は申立期間当時、退職の際に脱退手当金について説明を行い、従業員に代わって代理請求を行っていた旨の回答をしていることを踏まえると、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が考えられる。

また、A社の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立人に脱退手当金が支給されていることを示す「脱」の表示が記載されている上、申立期間に係る脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約7か月後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。